

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	自動車製造会社の燃費試験不正行為による軽自動車税の税率変更に伴う事務処理に係る本人外収集等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号(本人外収集)
- ◇第12条第2項第4号(外部提供)

(担当部課:総務部税務課)

事業の概要

事業名	軽自動車税
担当課	税務課
目的	自動車製造会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の税率変更に伴う納税不足額について、納付処理を適切に行うため
対象者	新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車(四輪車及び三輪車)の所有者(法人を含む。)で、自動車製造会社の燃費試験のデータに対する不正により、軽自動車税の税率に変更が及ぶことになった対象者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>平成28年4月、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)による軽自動車4車種の燃費試験不正行為が発覚した。軽自動車の型式認証取得において燃費試験に使うデータに対する不正があり、これにより軽自動車税の税率に変更が生じ、納税不足額が発生することとなった。この納税不足額については、三菱自動車が納付を表明していることから、納税義務者ではなく三菱自動車が全額支払うこととなった。</p> <p>この軽自動車税の納税不足額の事務処理について、総務省より、平成28年7月11日付「三菱自動車工業株式会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の納税不足額の取扱いについて」の通知があり、この通知に基づき、全国の区市町村は一律に当該処理を行う。新宿区においては、資料34-1のとおり本人外収集及び外部提供を行う。</p> <p>また、今後、三菱自動車以外の自動車製造会社において燃費試験不正行為を行ったことが発覚した場合、同様の処理を行う。</p> <p>2 本人外収集について</p> <p>新宿区が東京都より「納税不足額が生じる個車ごとの情報」の提供を受ける。この情報には車両番号の記載があり、新宿区は車両番号から軽自動車税の納税不足額が生じる対象者を特定する。</p> <p>3 外部提供について</p> <p>新宿区が、燃費試験不正行為を行った三菱自動車を含む自動車製造会社(以下「自動車製造会社」という。)へ、軽自動車税の納税不足額についての請求書を送付する。その請求書送付時に、総務省の通知に基づき、「対象車両等一覧表」を添付する。この「対象車両等一覧表」には、自動車製造会社が対象車両を把握し、納税義務者へ「納付が終了した旨の通知」を送付するために、「車両番号、納税不足額」又は「車両番号、納税不足額の第三者納付が不要の旨」を記載する。本件外部提供により、本件第三者納付の適正化を図ることとする。</p> <p style="text-align: center;">※・・・三菱自動車及び日産自動車の対象台数:69台</p>

**件名 自動車製造会社の燃費試験不正行為による軽自動車税の税率変更に伴う
事務処理に係る本人外収集について**

保有課(担当課)	税務課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	軽自動車税
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車(四輪車及び三輪車)の所有者で、自動車製造会社の燃費試験のデータに対する不正により、軽自動車税の税率に変更が及ぶことになった対象者</p> <p>2 情報項目 車両番号、型式、型式指定番号、類別区別番号、初度検査年月、申請年月日、業務種別、自営(駐)の別、使用の本拠の位置(市町村別)、グリーン化特例(軽課)区分、軽課区分変更要否</p>
収集した個人情報項目の記録媒体	紙
収集の相手方(どこから収集するのか)	東京都
収集の目的	軽自動車税の納税不足額が生じる対象者を特定し、自動車製造会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の事務処理を適正に実施するため
本人からの直接収集しない理由等	<p>「納税不足額が生じる個車ごとの情報」がなければ、新宿区が燃費試験のデータに対する不正により軽自動車税の税率に変更が及ぶことになった対象者を正確に把握することができず、当該事務処理を行うことができないため</p> <p>なお、当該事務処理は、総務省からの通知に基づき処理を行っており、「納税不足額が生じる個車ごとの情報」は、総務省より都道府県を通して全国の区市町村に、一斉に送付されるものである。(新宿区は受領を保留している。)</p>
収集開始時期及び期間	平成28年11月中旬(審議会承認後)から(以降継続)
備考	*****

**件名 自動車製造会社の燃費試験不正行為による軽自動車税の税率変更に伴う
事務処理に係る外部提供について**

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税
登録業務の目的	自動車製造会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の事務処理を適正に実施するため
外部提供の相手方	燃費試験不正行為を行った自動車製造会社
外部提供を行う理由	燃費試験不正行為を行った自動車製造会社が、請求書に添付する対象車両等一覧表に記載された車両番号により、対象車両を把握し、納税義務者へ「納付が終了した旨の通知」を送付するとともに、区に対し本件第三者納付を適正に行うため なお、当該事務処理は、総務省からの通知に基づき処理を行うこととする。
外部提供を行う情報項目	1 個人の範囲 新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車(四輪車及び三輪車)の所有者で、自動車製造会社の燃費試験のデータに対する不正により、軽自動車税の税率に変更が及ぶことになった対象者 2 情報項目 車両番号、納税不足額、納税不足額の第三者納付が不要の旨
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	1 本件外部提供に当たっては、紙(請求書に添付する対象車両等一覧表)を媒体とし、電子メールでのデータ送信は行わない。 2 郵送あて先の誤処理を未然に防止するため、郵送処理前に「あて先」及び「郵送内容」の二重確認を行う。 3 自動車製造会社あてに郵送する際は、書留郵便で送付する。 4 請求書に添付する対象車両等一覧表には、氏名や住所等は記載しない。
外部提供の相手方としての情報保護対策	1 三菱自動車は、自社の「個人情報保護方針(資料34-3)」に基づき、適正に処理する。なお、新宿区は、三菱自動車あてに「新宿区が提供する個人情報の適切な管理に係る留意事項について」を送付し、適正な個人情報の保護措置についての留意を求める。 2 三菱自動車以外の自動車製造会社においても、各社の「個人情報保護方針」の内容を確認するとともに、各社に対し上記1番と同様の留意を求めることとする。
外部提供の時期	平成28年11月中旬(審議会承認後)から(以降継続)
備考	*****